

守谷市の介護予防・日常生活支援総合事業について

【経過】

国	<p>平成26年6月 医療介護総合確保推進法(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)の公布</p> <p>平成27年4月 改正介護保険法の施行 →新しい総合事業へ移行</p>
守 谷 市	<p>平成27年3月 守谷市介護保険条例の改正及び告示により、新しい総合事業の実施を猶予することを定めた。(平成29年3月まで猶予)</p> <p>平成27～28年度 新しい総合事業に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉審議会(9/29, 1/19) ・保健福祉審議会地域包括ケアシステム分科会(9/21, 12/2) ・地域包括支援センター運営協議会(8/23, 10/18, 12/12) ・地域包括ケアシステム構築検討委員会(11/15) ・介護事業者への説明会(1/11) ・社会福祉協議会との調整 ・シルバー人材センターとの調整 ・シルバーリハビリ指導士会との調整

【国の考え方】

- ・市町村が地域の実情に合わせ、住民等によるサービスなど地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援1・2の方に対する効果的・効率的な支援等を実施
- ・全国一律の「予防給付」として提供されていた訪問介護及び通所介護を、市町村の実施する「総合事業」に移行し、高齢者の有する能力が活きる柔軟で多様なサービスを提供し、合わせて高齢者の自立意識の向上を実現

【課題】

- ・現行の介護サービス提供に混乱を生じさせないような円滑な移行
- ・サービスの切り捨てになるのではという不安を抱かれないような制度構築
- ・介護人材の不足の解消に資するような制度構築

【対応方針】

- ・要支援1・2の方に対する訪問介護と通所介護並びに介護予防事業について、国のガイドラインをもとに総合事業を構築
- ・現行サービスと同内容同報酬のサービスを設け、円滑な事業移行を実施
- ・既に実施している介護予防事業を新総合事業に再編

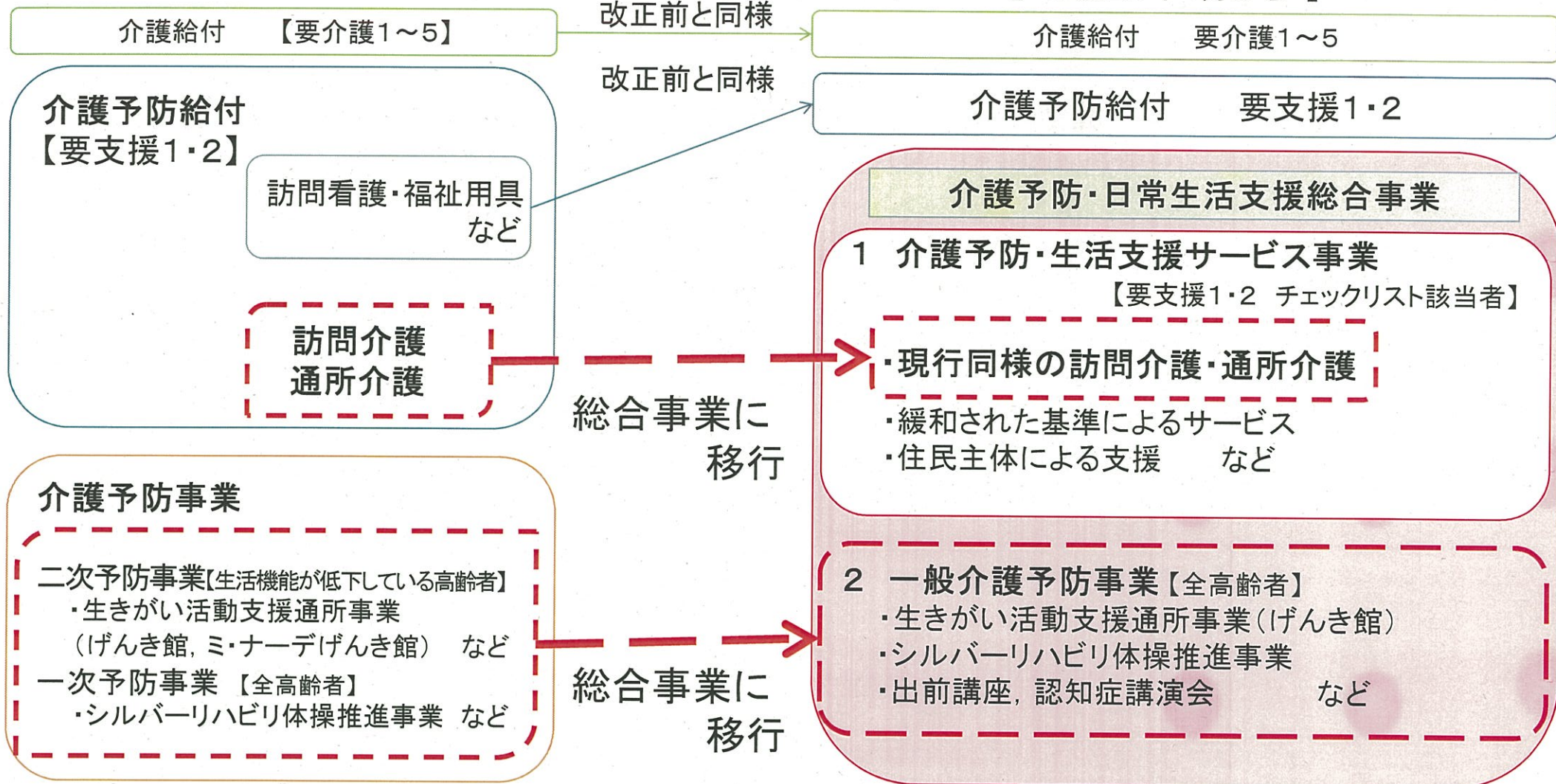
【今後のスケジュール】

- 平成28年12月 実施要綱の策定
- 平成29年 1月 事業者向け説明会の開催(対象:訪問介護事業所8, 通所介護事業所22, 居宅介護支援事業所28)
- 平成29年 3月 広報もりや, 市ホームページ, パンフレットによる周知
- 平成29年 4月～ 新しい総合事業の実施

守谷市の新しい総合事業の概要

【 現 行 】

【 平成29年4月から 】



平成29年度の総合事業

1 介護予防・生活支援サービス事業

現行の介護サービス提供に混乱を生じさせないように、現行サービスと同内容、同報酬の訪問介護・通所介護を実施

※緩和したサービス等の実施については、準備が整い次第実施し、平成30年度の実施を目途とする。

2 一般介護予防事業

現行の介護予防事業で行っている事業を再編して継続実施

○現行の介護予防事業の扱いについて

他自治体では現行の介護予防事業を介護予防・生活支援サービス事業として実施しているところもあるが、守谷市は以下の理由から一般介護予防事業として継続する。

- 1) 介護予防・生活支援サービス事業の利用には要支援認定及びチェックリストに該当する必要があるが、これまで予防事業を受けていた人が事業を受けることができなくなる可能性がある。
- 2) 介護予防・生活支援サービス事業の利用には予防ケアプランを作成(有料)する必要があり、市の費用負担が増加する。